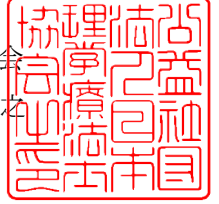


日理協 26 第 259 号
2026 年 7 月 23 日

内閣特命担当大臣〈科学技術政策〉（健康・医療戦略）

小 野 田 紀 美 殿

公益社団法人日本理学療法士協会
会 長 斉 藤 秀 本



2027 年度（令和 9 年度）予算概算要求に向けての要望

平素より本会および理学療法士の活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。
2027 年度予算概算要求につきまして、別添の通り要望を提出いたします。また予算成立後、
速やかに執行が行われますよう、あわせてお願い申し上げます。

我が国の健康長寿社会の形成に資する健康・医療政策の推進にむけた提案につきまして、ご
高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「リハビリテーション国家戦略（仮称）」の策定および「攻めの予防医療」におけるリハビリテーション専門職の活用に関する要望
 - 1) 省庁横断的な「リハビリテーション国家戦略（仮称）」の策定と予算確保
 - 2) 「攻めの予防医療」を具現化するリハビリテーション専門職の活用
 - 3) 国際展開の促進および国際場面における専門職の参画機会の増設

各項目の詳細は別添参照

以上

2027 年度（令和 9 年度）予算概算要求に向けての要望事項

1. 「リハビリテーション国家戦略（仮称）」の策定および「攻めの予防医療」におけるリハビリテーション専門職の活用に関する要望

政府が進めている「健康・医療戦略」においては、国民の健康寿命の延伸と医療の質の向上が重要な柱となっております。リハビリテーションは、健康の促進、疾患の予防、治療および緩和ケアとともに、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を実現するための必須の要素です。

しかしながら、現行の「健康・医療戦略（第 3 期）」におけるリハビリテーションへの言及は限定的であり、その潜在的な価値が十分に活用されているとは言い難い状況にあります。高市早苗内閣総理大臣が掲げる「攻めの予防医療」を、医療の枠に留まらない真の健康増進施策として深化させるためには、リハビリテーション専門職である理学療法士等の参画が不可欠です。

1) 省庁横断的な「リハビリテーション国家戦略（仮称）」の策定と予算確保

令和 8 年 5 月に厚生労働省内にリハビリテーション統括調整室が設置されたところ、健康・医療に関する事業を総合的かつ計画的に推進するため、厚生労働省、経済産業省、文部科学省等の枠組みを超えた省庁横断的な「リハビリテーション国家戦略（仮称）」の策定を要望します。当該戦略内に「リハビリテーション」「理学療法」「理学療法士」等を明記することで、各省庁における具体的施策に理学療法士の専門性を活用した事業を組み込みやすくする基盤の整備をお願いします。

2) 「攻めの予防医療」を具現化するリハビリテーション専門職の活用

単なる「予防」に留まらず、国民一人ひとりの身体機能を最大限に引き出し、活動的な生活を維持する「攻め」の健康増進を推進してください。

- **ヘルスケア産業の促進（経済産業省関連）：** デジタルヘルス等ヘルスケア産業における運動指導や身体機能評価のアドバイザーとして理学療法士を活用し、信頼性の高いヘルスケア市場の創出を図ること。
- **先端的研究開発の推進：** AI、ウェアラブルデバイス、遠隔モニタリング等健康・医療に関する新産業創出において、生体動作の解析やリハビリテーション機器開発等の分野に専門職の知見を反映させること。

3) 国際展開の促進および国際場面における専門職の参画機会の増設

国際的なリハビリテーション需要の高まりを受け、我が国の優れたリハビリテーション技術をパッケージとして国際展開する体制の強化をお願いします。

- **国際事業等への協力（厚生労働省関連）：** アジア諸国等へのリハビリテーション教育・

技術支援において、専門職団体との連携を深めること。

- **専門家活用場を拡充：**ヘルスケア合同委員会へのアドバイザー就任や、官民共同の国際イベント開催時における専門家としての起用など、国際的な政策決定・発信の場への理学療法士の参画を促進すること。

以上